

○御嵩町成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和5年1月30日

訓令甲第5号

御嵩町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成21年訓令甲第15号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより成年後見制度の利用を必要とする者で、成年後見制度を利用するための費用を負担することが困難であるものに対し、予算の範囲内においてその費用を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）成年後見人 民法（明治29年法律第89号）第843条の規定により家庭裁判所が選任した者をいう。
- （2）成年後見監督人 民法第849条の規定により家庭裁判所が選任した者（未成年後見監督人を除く。）をいう。
- （3）保佐人 民法第876条の2の規定により家庭裁判所が選任した者をいう。
- （4）保佐監督人 民法第876条の3の規定により家庭裁判所が選任した者をいう。
- （5）補助人 民法876条の7の規定により家庭裁判所が選任した者をいう。
- （6）補助監督人 民法876条の8の規定により家庭裁判所が選任した者をいう。
- （7）成年後見人等 成年後見人若しくは成年後見監督人、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人をいう。
- （8）成年被後見人等 後見等審判があった者をいう。
- （9）後見等審判 民法第7条に規定する後見開始の審判、同法第11条に規定する保佐開始の審判（同法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判及び同法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判を含む。）又は同法第15条第1項に規定する補助開始の審判（同法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する旨の審判及び同法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判を含む。）をいう。
- （10）審判請求 後見等審判及びこれらに係る手続き等をいう。
- （11）報酬付与審判 家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項又は50の項に規定する成年後見人等に対する報酬の付与の審判をいう。
- （12）後見等事務 成年後見人等が行う成年被後見人等の財産の管理及び身上監護のために行う法律行為をいう。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）の助成
- （2）報酬付与審判により決定した成年後見人等の報酬額（以下「報酬費用」と

いう。)の助成

(事業対象者)

第4条 事業の対象となる者は、申請時において次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本町の住民票に記載されている者(介護保険法(平成9年法律第123号)第13条若しくは国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定(以下「住所地特例」という。))により他の市区町村の介護保険若しくは国民健康保険の被保険者である者、他の市区町村等による生活保護受給者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)(第3号に規定する者を除く。))又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設入所者であつて、同項に規定する特定施設の入所前に有した居住地(同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。))が他の市区町村であるものを除く。)
- (2) 住所地特例により本町の介護保険又は国民健康保険の被保険者となっている者
- (3) 生活保護法第19条第7項に規定する事項を本町が行う生活保護受給者
- (4) 居住地特例地が本町である者

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による助成と同様の助成等を受けることができる者は、事業の対象としない。

(審判請求費用の助成対象者)

第5条 審判請求費用の助成対象者は成年被後見人等であつて、審判を受けた日において前条第1項に規定する事業対象者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 次のいずれにも該当する者
 - ア 成年被後見人等及びその同一の世帯にある者(成年被後見人等と世帯が別であっても、生計を一にしていると町長が認めるときは、その者を含む。)の当該年度の町民税が課税されていないこと。
 - イ 成年被後見人等が所有する家屋その他の日常の用に供する資産以外に活用できる資産(生命保険又は傷害保険等を除く。)がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、後見等審判の日前に当該助成対象者が死亡した場合は、助成の対象としない。後見等審判の日後、第9条第1項の申請をする前に当該助成対象者が死亡したときも同様とする。

(審判請求費用の助成範囲)

第6条 審判請求費用の助成額は、次の各号に要した費用とする。

- (1) 診断書の作成
- (2) 収入印紙(申立手数料及び登記手数料)
- (3) 郵便切手(送達費用として家庭裁判所に納付したものに限る。)
- (4) 鑑定費用(家庭裁判所において必要と認めるものに限る。)

(5) その他町長が審判請求に必要と認める費用

(報酬費用の助成対象者)

第7条 報酬費用の助成対象者は、報酬付与審判の日において第4条第1項に規定する事業対象者であって、次のいずれにも該当する成年被後見人等とする。

(1) 第5条第1項各号のいずれかに該当すること。

(2) 成年被後見人等が有する現金、預貯金、有価証券等の合計額が報酬費用に54万円を加えた額に満たないこと。

(3) 成年後見人等が当該成年被後見人等の配偶者又は4親等内の親族でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、報酬付与審判の日が成年被後見人等の死亡後である場合は、当該死亡の日において前項各号のいずれにも該当する者についてその成年後見人等を助成の対象とする。

(報酬費用の助成額)

第8条 報酬費用の助成の額の上限(この条において「助成上限額」という。)は、月額2万円とし、助成の額は、報酬費用と助成上限額に当該報酬費用に係る期間の月数(当該期間に1月未満の端数があるときは、当該端数期間を1月とみなす。)を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が後見等事務において身上監護等に特別困難な事情があったと認める場合は、助成上限額を超えて助成額を決定することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、助成対象者が死亡した場合は、その遺産により当該報酬費用を支弁するものとし、なお不足する額を助成額とする。

(助成の申請)

第9条 助成を受けようとする審判請求の申立人又は助成対象者(助成対象者の法定代理人を含む。以下「申請者」という。)は、御嵩町成年後見制度利用助成申請書兼請求書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 助成の申請は、次の期限までに行わなければならない。ただし、やむをえない理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 審判請求費用の助成の申請 後見等審判の日の翌日から起算して60日以内

(2) 報酬費用の助成の申請 報酬付与審判の日の翌日から起算して60日以内

(助成の決定等)

第10条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及びその額を決定するとともに、御嵩町成年後見制度利用助成決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成を決定したときは、速やかに助成金を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条の申請後に助成対象者が死亡した場合において、成年後見人等に支払うべき報酬費用が残存するときは、当該成年後見人等に対し助成金を交付することができる。ただし、当該助成対象者の遺産により報酬費用

を支弁することができるときは、この限りでない。

(実績報告)

第11条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が行う実績報告は、第9条第1項に規定する助成の申請をもってこれに替えるものとする。

(助成金の額の確定)

第12条 町長が行う助成金の額の確定は、第10条第1項に規定する助成の決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(助成金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成を受けたと認められるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の御嵩町成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この訓令の施行の日後に審判を受けた成年被後見人等に係る審判請求費用及び報酬費用に対する助成について適用し、同日前に審判を受けた成年後見制度における申立てに要する費用及び報酬付与審判によって決定された成年後見人等に対する報酬の助成については、なお従前の例による。

(表面)

別記様式第1号(第9条関係)

御嵩町成年後見制度利用助成申請書兼請求書

年 月 日

御 嵩 町 長 宛て

申請者 氏名 _____

(助成対象者・申立人・後見人等)

住所 _____

連絡先 _____

次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成対象者 (成年被後見人等)	氏名		類型	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助	
	生年月日	年 月 日	連絡先		
	住所				
	入所、入院 の場合	所在地			
		施設等名	電話番号		
<input type="checkbox"/> 死亡年月日 (死亡の場合)		年 月 日			
成年後見人等	氏名又は法人名及び代表者名				
	住所又は所在地	連絡先			
	種別	<input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 成年後見監督人 <input type="checkbox"/> 保佐監督人 <input type="checkbox"/> 補助監督人			
申請額	<input type="checkbox"/> 審判請求費用 審判日： 年 月 日		円		
	内訳	診断書	円		
		収入印紙	円		
		郵便切手	円		
		鑑定費用	円		
	その他の費用 ()		円		
<input type="checkbox"/> 報酬費用 審判日： 年 月 日 報酬額： _____円 上限：20,000円×__月=_____円		円			
報酬付与対象期間		年 月 日～ 年 月 日			
振込先	ゆうちょ銀行	記号番号	- _____		
	ゆうちょ 銀行以外	金融機関名	本・支店		
		預金種別	普通・当座		口座番号
	フリガナ				
口座名義					

(裏面)

添付書類	共通	<input type="checkbox"/> 後見等審判書の写し 又は 登記事項証明書等の写し <input type="checkbox"/> 預金通帳、有価証券等の写し等 (残高、金額等のわかるもの) <input type="checkbox"/> 財産目録等の写し等資産状況のわかるもの <input type="checkbox"/> 生活保護決定通知書の写し (該当者のみ)
	<input type="checkbox"/> 住所が町外の人	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 所得課税証明書又は公的年金の源泉徴収票等
	<input type="checkbox"/> 審判請求費用	<input type="checkbox"/> 支出証拠書類 (領収書等)
	<input type="checkbox"/> 報酬費用	<input type="checkbox"/> 報酬付与審判書の写し
	<input type="checkbox"/> その他	

【助成対象者の確認】 (該当する項目にチェックしてください。)

生活保護	<input type="checkbox"/> 受けている 保護の実施機関： <input type="checkbox"/> 受けていない
町民税	本人 : <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税
	世帯員 : <input type="checkbox"/> 全員非課税 <input type="checkbox"/> 課税者あり
現金・預貯金・有価証券等	現金_____円+預貯金_____円 +有価証券等_____円 = _____円 報酬額_____円 +540,000円 = _____円
資産状況	<input type="checkbox"/> 日常の用に供する資産以外になし <input type="checkbox"/> その他の資産あり (資産状況 : _____)
その他の事情	具体的に :

助成対象者の要件を審査するに当たり、課税状況、収入状況等について調査・確認することに同意します。

年 月 日 氏名 _____

(署名又は記名押印)

※助成対象者が自署できない場合は、法定代理人が以下に記入してください。

法定代理人 _____

(署名又は記名押印)

【町確認項目】

住所地	<input type="checkbox"/> 御嵩町 <input type="checkbox"/> 町外
保険者・障がい	国保 : <input type="checkbox"/> 御嵩町 <input type="checkbox"/> 他市町村 () <input type="checkbox"/> なし
	介護 : <input type="checkbox"/> 御嵩町 <input type="checkbox"/> 他市町村 () <input type="checkbox"/> なし
	障がい : <input type="checkbox"/> 御嵩町 <input type="checkbox"/> 他市町村 () <input type="checkbox"/> なし
生活保護	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 御嵩町 (可茂県事務所) <input type="checkbox"/> 他市区町村等 ()

御嵩町成年後見制度利用助成決定（却下）通知書

様

御嵩町長

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用助成について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

1 決定

助成対象者	
助成の種類	<input type="checkbox"/> 審判請求費用 <input type="checkbox"/> 報酬費用
助成決定額	円

2 却下

却下の場合

理由	
----	--

(教示事項)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。